

土地改良工事積算基準等の適用について（お知らせ）

令和 8 年 9 月 30 日
広島県農林水産局

広島県が発注する土地改良工事等の積算基準の適用についてお知らせします。

- 1 適用する積算基準書
土地改良工事積算基準（土木工事）令和 8 年度
土地改良工事積算基準（施設機械）令和 8 年度
土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）令和 8 年度
- 2 現場環境改善費の改正について
現場環境改善（熱中症対策・防寒対策）に要した費用については、実際にかかった費用を現場環境改善費率分の 50%を上限に積上げ計上することとしていますが、国の基準改訂等に伴い、上限を 100%に引き上げます。
- 3 適用対象について
「総括情報表」の「単価適用日」が『08.10.01』以降のものから適用します。
- 4 その他
積算基準等の改正資料は、農林水産省ホームページにも掲載されています。
【農林水産省ホームページ】
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html>